

財団法人茨城県建築センター  
確認検査業務約款

平成 20 年 10 月 1 日

第 1 条（責務）

建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び財団法人茨城県建築センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受書を含む。以下同じ。）及び「財団法人茨城県建築センター確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、別に定める財団法人茨城県建築センター確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき算定され、引受書（確認申請の場合は仮引受書）に定められた額の手数料を、第 3 条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。但し、別に契約等により支払期日が定められている場合は、それによる。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受書又は仮引受書に定められた業務の対象（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 7 甲は、乙の確認業務において、乙が甲に対し法第 6 条の 2 第 9 項の規程による適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した場合であって、申請書並びにこれらに添えた図書及び書類（以下「申請書等」という。）に軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものに限る。以下同じ。）がある場合に期限を定めて申請書等の補正を求めたとき又は申請書等の記載事項に不明確な点がある場合に期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下「追加説明書」という。）の提出を求めたときは、遅滞なく必要な措置をとらなければならない。

- 8 甲は、乙が法第6条の2第3項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「判定」という。）を求めた指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）から、対象建築物の構造計算に関して判定機関等に説明することを求められた場合（判定機関等が判定に係る審査の実施にあたり必要があると認め、乙に通知した上で、これを求めた場合に限る。）は、これに応じなければならない。
- 9 甲は、乙の完了検査業務において、乙が甲に対し建築基準法施行規則第4条の5の2の規定による検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、期限を定めて追加説明書の提出を求めたときは、遅滞なく必要な措置をとらなければならない。

## 第2条（業務期日）

乙の確認業務期日は、別表の標準日数による。但し、申請建築物等が特殊な計画の場合等これによることが不適當の場合は、引受書に定める日とする。

- 2 乙は、対象建築物等が判定を要する建築物等であって、乙が判定機関等から前項1号の日までに法第6条の2第6項に規定する通知書の交付を受けた場合は、前項1号の日を当該通知書に記載された期間延長する。この場合、乙は判定機関等からの通知内容を甲に遅滞なく通知するものとする。
- 3 乙は、前条第7項の場合、乙が甲に対し同項の通知書を交付した日から当該申請書等の補正が行われた日又は追加説明書の提出を受けた日までの期間、第1項第1号の日を延期する。
- 4 乙は、前条第9項の場合、乙が甲に対し同項の通知書を交付した日から追加説明書の提出を受けた日までの期間、第1項第3号の日を延期する。
- 5 乙は、甲が前条第5項及び第6項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。
- 6 乙は、甲が前条第7項に定める期限内に必要な措置をとらなかった場合、その時点で乙の確認業務を完了する。
- 7 乙は、前条第7項の適合するかどうかを決定できない旨の通知書を、申請書等の補正又は追加説明書の提出を求めずに交付した場合、その時点で乙の確認業務を完了する。
- 8 乙は、甲が前条第9項に定める期間内に必要な措置をとらなかった場合、その時点で乙の完了検査業務を完了する。

### 第3条（支払期日）

甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認の申請手数料 前条第1項第1号に定める確認業務の業務期日の前日
- (2) 中間検査の申請手数料 引受書に定める中間検査予定日の前日
- (3) 完了検査の申請手数料 引受書に定める完了検査予定日の前日

2 甲は、手数料を前項の支払期日までに、現金又は乙の指定する銀行口座に振り込みの方法で支払うものとする。（但し、別契約等により支払期日が定められている場合は、それによる。）

### 第4条（確認審査中の計画変更）

甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに当該確認の申請を取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に再度提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとし、次条第5項及び第6項を適用する。

### 第5条（甲の解除権）

甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することが

できる。

- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### 第6条（乙の解除権）

乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### 第7条（計画の特定行政庁への通知）

乙は、この契約を締結した後、対象建築物等（建築物に限る。）の計画の概要を、建築場所の特定行政庁へ通知する。

- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

#### 第8条（秘密保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報等を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

#### 第9条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(別表)

建築確認の標準日数

- ① 建築基準法（以下「法」という。）第6条第1項第4号の建築物、法第6条の3の規定による特例のある建築物、建築基準法施行令（以下「令」という。）第146条第1項の建築設備及び令第138条第1項の工作物 7日
- ② 上記①以外の建築物 21日

上記に係わらず次に該当する場合は、上記の日数にそれぞれを加算をした日数（最大14日）とする。

- ア 法第6条第5項の規定により構造計算適合性判定を求める建築物 14日
- イ 階避難安全検証法又は全館避難安全検証法を用いた建築物 3日
- ウ 耐火性能検証法又は防火区画検証法を用いた建築物 3日
- エ 天空率を用いた建築物 3日